

審查基準（公表用）

樣式第3号

所管課 水産課

法令名	佐賀県漁業調整規則	法令番号	令和2年佐賀県規則第63号
手続名	内水面における水産動植物の採捕の許可	根拠条項	第33条第1項

審査基準

- 1 次の各号のいずれの場合にも該当しないこと
 - ・申請者が次の各号のいずれかに該当する場合

漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
暴力団員等であること。

法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）で定める使用人のうちに前 2 号のいずれかに該当する者があるものであること。
暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
 - ・漁業調整のため必要があると認める場合
- 2 1 の要件を満たした者について、許可方針により許可する

受付 機関	水産課	処理 機関	水産課	交付 機関	水産課	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間	日	